

第5回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について ～ 支援等のための体制整備への取組（基本法第11,21,22条関係）～

基本政策のあり方についての意見（山上 皓）

1 基本法第11条関係（相談及び情報の提供等）

1) 相談機関・窓口の基本的なあり方

関係省庁・諸機関が、可能な限り、それぞれに犯罪被害者のための専門の窓口を設置し、専任の担当者を置く方向で検討することが望ましい。

その上で、犯罪被害者のニーズ適切に応えるには、できれば、24時間、365日対応可能な窓口を置くことが望まれる。被害者支援先進国の中には、そのような総合的な支援窓口の役割を、民間援助団体が行政機関の依頼を受けて担い（ニュージーランド、アメリカの一部等）、これが関係諸機関・諸団体の窓口と連絡網を築くことで、きめ細かな被害者支援を行っているところがある。

2) 我が国に於ける犯罪被害者のための専門相談機関のあり方

「全国被害者支援ネットワーク」加盟団体は、10年前より警察庁と協力して被害者支援活動の全国展開を目指してきた。加盟団体は、現在（手続き中も含め）38都道府県にあり、うち8団体は公安委員会による「早期援助団体」の指定を受けている。国による財政や制度面での支援がいただければ、早期支援のみならず長期支援にも対応し、関係諸機関・諸団体および被害者団体等と協力して、全国において犯罪被害者のための「総合的相談窓口」の役割を務めたいと考えている。関係省庁におかれては、これを犯罪被害者専用の全国的「総合的相談窓口」として育成・活用する方向で、施策の検討をお願いしたい。

日本司法支援センターの具体的な業務の在り方については、既に骨子案2において、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進めることとされているところであるが、犯罪被害者は、事件直後より直面する諸種の新たな困難な事態への対応に、弁護士の支援を必要とすることが極めて多い。少なくとも事件直後の一定期間、法律相談、司法機関や加害者側との接触、マスコミ対応などを、弁護士が無料で引き受けられるような体制について検討していただきたい。

2 基本法第21条関係（調査研究の推進等）

1）調査研究推進の基本的なあり方

犯罪被害者支援の充実のため推進策が必要とされる調査研究は、概ね以下の4領域に分けることができる。

一般的基礎的調査研究（犯罪被害者の実態や支援のニーズ等に関する調査研究）

一般的医学的基礎的調査研究（PTSD等トラウマに起因する障害一般の成因・病態等に関する調査研究）

専門的医学的・心理学的臨床研究（犯罪被害者に生ずるPTSD等トラウマに起因する障害の治療実践による、エビデンスに基づく治療戦略の確立を目指す研究）

専門的臨床研究の成果を被害者支援につなぐ仕組みに関する調査研究（被害者のための有効なケアシステムのあり方や、被害者援助者のための効果的な研修教育のあり方などの研究。CRTの組織と運営のあり方の研究なども含む。）

上記4領域のうち、**一般的基礎的調査研究**については、研究体制（対応しうる研究機関・研究者）もある程度あり、既存の研究体制の拡充、および、従来の研究費（文科省科学研究費、厚労省厚生科学研究費、その他警察庁、法務省関連研究費等）の支給枠や支給額の拡大によって対応可能と思われる。これに対し、**専門的臨床研究の成果を被害者支援につなぐ仕組みに関する調査研究**については、体制の整備が大きく遅れている上、その充実が犯罪被害者の直接の利益として還元される度合いが高いものであることから、新たな重点課題として取り組んでいただきたい。

2）新たな重点課題として取り組んでいただきたい課題

犯罪被害者に生ずるトラウマに起因する障害の臨床研究、その成果を効果的に被害者に還元する仕組み等に関する研究の推進

多くの犯罪被害者が重い心的な障害を負いながら、社会から引きこもり、適切な治療的援助を得られずにいる現状がある。また一方で、その治療法の研究で我が国は遅れをとっており、少数の研究者が貧しい環境の中で試験的な治療実践をするに留まっている。この現状に鑑み、次のような提言をさせていただきたい。

いくつかの国立医療機関および大学付属病院に、犯罪被害者の問題に専門的知識・経験を有するトラウマ・ケア研究者を採用し、できれば多職種（医師、心理士、看護師、精神保健福祉士、民間援助者等）よりなる臨床研究チームを編成、そこでエビデンスに基礎づけられた治療戦略の確立と、専門家の育成を図れるようにしていただきたい。（厚労省、文科省）

上記のトラウマ・ケア研究チームと、民間援助団体の連携・協力のもとで、被害者支援関係者のための研修・教育を行うことができる施設の設立を検討していただきたい。（できれば、犯罪被害者に対する総合的な支援の充実を使命とする民間援助団体本部に付属させる形で、これを設置させていただきたい）

3 基本法第22条関係（民間の団体に対する援助）

1）民間の団体に対する援助の基本的なあり方

ボランティアを活動の主体とする民間被害者援助団体および被害者団体・自助グループは、国による財政面、制度面での援助があれば、効率的に有効な被害者支援を実施することができる。（このため、被害者支援先進国の多くは、民間団体に我が国とは比較にならないほど多額の財政的援助を行っている。例えば、イギリスでは、被害者援助団体 VS に対して国より毎年約50億円の財政的援助がなされ、アメリカでは、全国各地で被害者支援活動を展開する諸機関・諸団体に、毎年約200億円の財政的援助がされている。台湾では、（財）犯罪被害者保護協会に対して、人件費や家賃を除く活動費として、年間1億円以上の財政援助がなされている。）

我が国の被害者支援に関わる民間団体の現状に照らし、効率的に被害者支援の充実につながる施策として、次の二つの施策が有効であるように思われる。

総合的な犯罪被害者支援に取り組む民間団体への、財政及び制度面での援助
民間の犯罪被害者援助団体、犯罪被害者団体・自助グループを財政的に援助し、その活動を促進させるための「犯罪被害者基金（仮称）」の設立等

2）重点的に検討していただきたい課題

総合的被害者支援を行う「犯罪被害者保護法人（仮称）」の設立

総合的な犯罪被害者支援の全国的展開を目指す民間団体の連合体である「全国被害者支援ネットワーク」は、警察庁の協力を得て各地に会員数を増し、現在では38都道府県に加盟団体を有するが、財政上の困難に苦しんでいる。

犯罪者の更生保護事業のためには、国は「更生保護事業法」を制定し、これを行うものを「更生保護法人」とし、必要な助成や、優遇措置を行っている。

犯罪被害者支援事業についても、更生保護事業と同様に、制度を整備して、総合的な支援を目指し、かつ一定の資格基準を満たすような民間援助団体に対しては、助成と、優遇措置を行うことができるようにしていただきたい。

「犯罪被害者基金（仮称）」の設立等

上記の総合的な犯罪被害者支援を目指す団体以外にも、DVや児童虐待、性犯罪などの被害者支援において、貴重な活動を展開している民間団体が、数多く存在する。また、犯罪被害者団体、被害者・遺族の自助グループの活動も、被害者支援において大きな役割を果たしている。

これら民間団体を財政的に援助し、その活動を促進する目的で、罰金などを財源とする「犯罪被害者基金（仮称）」の設立を検討していただきたい。

なお、「犯罪被害者基金」については、各地方自治体レベルでも地域の実情に応じて設立されることが望まれ（杉並区では現在その設立を検討中）、あわせて推進して頂きたい。